

広島県手数料条例及び広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県手数料条例及び広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築士法(以定による二級建築士法)	法第五条第一項の規定による二級建築士の登録手数料	二級建築士又は木造建築士の登録手数料	二四、四〇〇円	建築士法(以定による二級建築士法)	法第五条第一項の規定による二級建築士の登録手数料	二級建築士又は木造建築士の登録手数料	一九、三〇〇円
建築士法(以定による二級建築士法)	法第十三条の規定による二級建築士又は木造建築士試験の実施	二級建築士又は木造建築士試験手数料	一八、五〇〇円	建築士法(以定による二級建築士法)	法第十三条の規定による二級建築士又は木造建築士試験の実施	二級建築士又は木造建築士試験手数料	一七、九〇〇円

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)		別表(第二条関係)	
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)	法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一三(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)	法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一三(略)
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)	法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一三(略)	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)	法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一三(略)

おいて同じ。  
 (一)の床面積(基  
 準省令第四  
 条第三項第二  
 号に規定する  
 数値による評  
 価により認定  
 を受けようと  
 する場合には、  
 つては、住戸  
 の部分のみの  
 床面積)の合  
 計の1から4  
 までに掲げる  
 区分に応じ当  
 該区分に定め  
 る額を、当該  
 建築物の非住  
 宅部分の床面  
 積の合計の5  
 から10までに  
 掲げる区分に  
 応じ当該区分  
 に定める額を、  
 それぞれ合算  
 した額  
 1―4 (略)  
 5 非住宅部  
 分の床面積  
 の合計が三  
 〇〇平方メ  
 ートル未満  
 のもの  
 二四五、  
 〇〇〇円  
 (誘導基準  
 適合図書を  
 提出する場  
 合にあつて  
 は一〇、〇  
 〇〇円、非  
 住宅建築物  
 のモデル建  
 築物誘導基  
 準に適合し  
 ている場合  
 又は基準省  
 令第一条第  
 一項第一号  
 ロ及び第十  
 条第一号イ  
 (2)の基準に  
 適合してい  
 る場合(誘  
 導基準適合  
 図書を提出  
 する場合を  
 除く。以下  
 この項にお  
 いて「モデ  
 ル建築物誘  
 導基準等に  
 適合してい  
 る場合」と  
 いう。)に  
 あつては

おいて同じ。  
 (一)の床面積の  
 合計の1から  
 4までに掲げ  
 る区分に応じ  
 当該区分に定  
 める額を、当  
 該建築物の非  
 住宅部分の床  
 面積の合計の  
 5から10ま  
 でに掲げる区  
 分に応じ当該  
 区分に定める  
 額を、それぞ  
 れ  
 合算した額  
 1―4 (略)  
 5 非住宅部  
 分の床面積  
 の合計が三  
 〇〇平方メ  
 ートル未  
 満の  
 もの  
 二四五、  
 〇〇〇円  
 (誘導基準  
 適合図書を  
 提出する場  
 合にあつて  
 は一〇、〇  
 〇〇円、基  
 準省令第八  
 条第一号イ  
 (2)及び同号  
 ロ(2)の基準  
 に適合して  
 いる場合又  
 は第一条第  
 一項第一号  
 ロ及び第八  
 条第一号イ  
 (2)の基準に  
 適合してい  
 る場合(誘  
 導基準適合  
 図書を提出  
 する場合を  
 除く。以下  
 この項にお  
 いて「モデ  
 ル建築物誘  
 導基準等に  
 適合してい  
 る場合」と  
 いう。)に  
 あつては

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五) 九四、〇〇 6   10 (略)</p>	<p>法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五) 九四、〇〇 6   10 (略)</p>	<p>法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p>	<p>法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査</p>

2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの  
三七、〇〇〇円

(申請に係る建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについての規則で定める図書)以下「消費性能基準適合図書」という。)を提出する場合にあっては五、〇〇〇円、基準

省令第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)

2 (略)

2 申請に係る建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積(基準省令第四条第三項第一号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合)とあっては、住戸の部分の

2に掲げる区分に応じ当該区分に定める額

1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの  
三七、〇〇〇円

(申請に係る建築物が法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについての規則で定める図書)以下「消費性能基準適合図書」という。)を提出する場合にあっては五、〇〇〇円、基準

省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下「仕様基準」という。)に適合している場合(消費性能基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。)

2 (略)

2 申請に係る建築物が一に掲げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から10ま



法第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		第三十條第二項第一号に掲げる物件		
外径が○・未満のもの	一メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル未満のもの	長さ一メートル未満のもの	一方一メートル以上一方一メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの	面積一平方メートル以上面積一平方メートル未満のもの
一八〇	一四〇	九二	六四	三、一〇〇	二五、〇〇〇	一、三〇〇	三、一〇〇	二五、〇〇〇	一、三〇〇	三、一〇〇	九二〇					
七八	五九	三九	二七	一、三〇〇	四、三〇〇	五五〇	一、三〇〇	四、三〇〇	五五〇	三九〇						
五五	四一	二七	一九	九一〇	一、九〇〇	三八〇	九一〇	一、九〇〇	三八〇	二七〇						
四五	三四	二三	一六	七六〇	九六〇	三二〇	七六〇	九六〇	三二〇	一三〇						
四一	三〇	二〇	一四	六八〇	六七〇	二八〇	六八〇	六七〇	二八〇	二〇〇						

地下に設ける通路		上空に設ける通路		地下街及び地下室		法第三十 二条第一 項第五号 に掲げる 施設	法第三十二 条第一項 第三号及 び第四号 に掲げる 施設	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの	一平方メートル以上のもの																									
の	の	の	の	の	の														の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の												
六〇〇	七、〇〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	五六〇	九三〇	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	三、一〇〇	一、八〇〇	九二〇	六四〇	三七〇	二八〇	一一〇	八二	六一	六八	九一	一九〇	二七〇	三九〇	二七〇	二七〇	二二〇	一六〇	一四〇	一一〇	一六〇	九一	八一	二〇〇	二二〇	二九〇	四八〇	三三〇	二〇〇	二九〇	五六〇	三〇〇	七、〇〇〇	六〇〇

			令 第 七 条 第 一 号 掲 げ る 物 件			法 第 十 三 条 第 一 項 第 六 号 掲 げ る 施 設			
お 旗 ざ 設 的 一 し に 催 他 そ 縁 祭 け に 時 、 際 し の の 日 礼	標 識	（ 除 の る で 一 ） 看 く を も あ チ ア 板			の そ の 他 の も	け 一 し そ の 祭 る 時 際 他 の 礼 も の に 設 催 の 日	の そ の 他 の も		
		も 他 の そ の	の る 設 的 一 時 も け に	の そ の 他 の も					
日 き に 一 一 つ 本	年 き に 一 一 つ 本	一 つ ル 一 方 一 面 表 示 年 き に ト メ 平 積	一 つ ル 一 方 一 面 表 示 月 き に ト メ 平 積	一 つ ル 一 方 一 面 表 示 月 き に ト メ 平 積	一 つ ル 一 方 一 面 表 示 日 き に ト メ 平 積	一 つ ル 一 方 一 面 表 示 日 き に ト メ 平 積	一 つ ル 一 方 一 面 表 示 日 き に ト メ 平 積		
二五〇	二、 四〇〇	二五、 〇〇〇	二、 五〇〇	二、 五〇〇	二、 五〇〇	二五〇	三、 一〇〇		
四三	一、 〇〇〇	四、 三〇〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三	一、 三〇〇		
一九	七三〇	一、 九〇〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九	九一〇		
一〇	六一〇	九六〇	九六	九六	九六	一〇	七六〇		
七	五四〇	六七〇	六七	六七	六七	七	六八〇		



掲げる仮設建築物	令第七条第六号に掲げる工事用材料	及び同条第五号に掲げる工事用施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設	一つに占める面積	一つに占める面積	令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	チアー				幕(令第七条第四号に掲げる工事用施設であつても、除く。				その他			
								車道を横断するもの	そのもの	他のもの	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
								一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積	一月に占める面積
三二〇	五〇〇	二、	三、	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二五、	〇〇〇	二、	五〇〇	二五〇	二五〇	二、	五〇〇	二、	五〇〇		
一三〇	四三〇	一、	一、	三〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	四、	三〇〇	四、	四三〇	四三〇	四三〇	四、	四三〇	四、	四三〇		
九一	一九〇	一、	一、	九一〇	九一〇	九三〇	九三〇	一、	九〇〇	一、	一九〇	一九〇	一九〇	一、	一九〇	一、	一九〇		
七六	九六	一、	一、	七六〇	七六〇	四八〇	四八〇	九六〇	九六〇	一、	九六	九六	九六	一、	九六	一、	九六		
六八	六七	一、	一、	六八〇	六八〇	三三〇	三三〇	六七〇	六七〇	一、	六七	六七	六七	一、	六七	一、	六七		

Aに〇・〇三三を乗じて得た額



第十号に掲げるもの	一の道路の路面下に設けるもの	に掲げるもの	応急仮設建築物の	令第七条第十二号に掲げる器具		令第七条第十二号に掲げるもの
				トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)	の路面下に設けるもの	
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
乗じて得た額	乗じて得た額	乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額

別表の備考第二号ニ中「江田島市及び大崎上島町」を「及び江田島市」に改め、同号ホ中「北広島町」の下に「大崎上島町」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第二条の規定 公布の日
  - 二 第一条の規定及び次項の措置 令和二年三月一日
  - 三 第三条の規定及び附則第三項の措置 令和二年四月一日
- (経過措置)
  - 2 令和二年三月一日前に建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者(沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号)第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)に係る二級建築士又は木造建築士の登録手数料については、第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した

一年当たりの占用料の額（以下「改正占用料額」という。）が、第三条の規定による改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額（以下「改正前占用料額」という。）の一・二倍を超える場合の一年当たりの占用料の額は、改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正占用料額を超える場合は、当該改正占用料額を占用料の額とする。

一 令和二年度 改正前占用料額に一・二を乗じて得た額

二 令和三年度以降 一・二を令和二年度から当該年度までの年度の数だけ乗じて得た数に改正前占用料額を乗じて得た額